

No.	意見内容	対応
1	(条例そのものについての意見) このたびの条例は、いわゆる「理念条例」であると思いますが、差別解消を目的とする法律がいくつか制定され、相談窓口の設置や様々な啓発活動が行われていても、市民の多くは差別や人権に関心が低く、多くの差別や人権侵害は顕在化していません。そうした中、理念だけの人権条例を策定することにたして意味があるのかと思います。 人権施策推進審議会では、人権救済条項を条例に加えることを附帯意見として提出するということですが、ぜひ条例に加えていただきたいと思います。	<u>参考意見とする。</u> 本条例案の構成では、現状や課題を前文で示したうえで、目的や基本理念、市の責務や市民等及び事業者の役割に加えて、指針の策定や調査等、理念だけでなく、必要な人権施策を具体的かつ計画的に推進していくことを定めています。人権救済については、人権に関わる各種相談窓口との意見交換・情報共有をしていくこととしており、このなかで、法務局が行っている人権救済の取組以外にどのようなことが考えられるのかを検討します。
2	介護をする介護者の人権の配慮が大切。 条文の中に「ケアラー（介護者）に対する無関心や配慮不足」という文言を追加して欲しい。 <追加希望箇所> ・前文の「…感染症患者に対する偏見や差別」の後 ・第2条（3）の「…性自認、出身、障害」の後	<u>参考意見とする。</u> 本条例案の前文や用語の意義を示した第2条の条文では、全ての人権について個別具体的に列記することは困難であることから、例示的な表現にしています。ご意見の介護に関する人権に関しては、重要なご指摘であり、「宇部市人権教育・啓発推進指針」のなかで、夫やパートナーが主体的に家事・育児・介護などの家庭生活へ参画することやヤングケアラーについて、また、家族や要介護施設等介護者からの嫌がらせや虐待行為を受ける高齢者についても言及しており、介護者と被介護者の人権に配慮が必要なのは当然であることから、指針のなかで整理していきます。
3	【前文】 ①9行目「個人の価値観が多様化する中であっても、」は必要でしょうか。削除してもいいのでは？ ②13行目「差別を無くすために」は「不当な差別をはじめとする人権侵害行為を無くすために」に変更してはどうでしょうか？ 12行目にも記述があるように、人権侵害行為は差別だけではないため。 【第5条】 ①市の「責務」としている条項なので、「努める」よりも「取り組む」などの表現の方が、第6条、第7条の市民等や事業者の「役割」との差別化が図られるように思います。 【第8条】 ①第1項と第2項の違いがよくわかりません。一つにまとめたほうがわかりやすいように思います。 また、その際、 ●● と連携してなどの表現を入れることで、本市だけでなく誰かと一緒になって…と言うような意味合いも含めてみてはどうでしょうか。	<u>条例（案）に意見を反映する。</u> 【前文】 ①9行目「個人の価値観が多様化する中であっても、」は原文のままとします。 単に「違う人々が存在する」というだけでなく、その違いを活かして、より包括的な環境を作ることを目指しています。 ②13行目「差別を無くすために」→「不当な差別をはじめとする人権侵害行為を無くすために」に変更します。 【第5条】 「努める」→「取り組む」に変更します。 【第8条】 第1項と第2項を次のとおり、一文にまとめます。 市は、市民等及び事業者と連携し、学校、地域、家庭、職域などの様々な場を通じて、人権に関する知識や理解を深めるために必要な教育及び啓発に取り組むものとする。
4	今後、子どもたちに理解しやすい別冊のようなものがあるかというのではないかと思いました。勉強会などの開催があると広く周知することに繋がると思いました。	<u>参考意見とする。</u> 附帯意見（不当な差別や人権侵害行為の内容を市民等との間で共通認識できる逐条解説等の作成）に相当する意見であり、逐条解説等を盛り込んだ印刷物の作成にあたっては子どもたちにも理解しやすい言葉を使用します。 勉強会などの開催については、市政情報出前講座のメニュー新設も含め、実施方法について検討します。
5	条例なので仕方ないことかもしれませんが、全体的に読みづらく難しい描写で取りづきにくい文章で、まずこの条例を読もう・見ようとするだけで「人権＝難しい」と感じられそうだと思います。 時世柄もう少し柔らかな表現であれば良いかなと思います。	<u>参考意見とする。</u> 附帯意見（不当な差別や人権侵害行為の内容を市民等との間で共通認識できる逐条解説等の作成）に相当する意見であり、逐条解説等を盛り込んだ印刷物の作成にあたっては子どもたちにも理解しやすい言葉を使用します。
6	全国的に見てもこのような人権に関する条例はたくさん制定されているようですが、宇部市でも罰則の無い条例にされるようですね。 日本国憲法で基本的人権の保障は明記されているのにあえて条例を制定する意味があるのか疑問です。 罰則が無いということは、あくまで努力義務・理念条例という認識で良いのでしょうか？ 果たしてこの条例制定でどれ程効果があるかわかりませんが期待はしています。	<u>参考意見とする。</u> 本市では、宇部市人権教育・啓発推進指針（令和5年3月改定）に基づいて人権施策を推進していますが、新たな人権課題に向けて恒久的に人権行政の更なる推進と、宇部市と市民・市内事業者等の意識共有を図るために条例が必要と考え、条例案について諮問した人権施策推進審議会では調査審議を尽くしていただきました。
7	総論的に 「人間が尊重される都市づくり」を進めるうえで条例制定が必要なのか。条例という形ではなく「宣言」のような形でのいいのではないかと。 条例案では「しかしながら、今日においてもなお、人権に関する社会的課題は数多く存在し、……多様な形態の人権侵害が見受けられます。」とありますが、本市においてもそのような差し迫った状況があるという認識は示されています。 条例は地方公共団体が制定できる法規ですが、住民に義務づけたり、権利を制限したりする側面も有するものであることを考えれば、その制定には慎重を要すると思います。本市における人権状況が条例化を求めるものなのか疑問です。条例という形ではなく「宣言」のような形でのいいのではないかと。 内容面について 前述のように、条例化は必要ではないと思っていますが、条例化するのであれば、以下の点で考えを述べさせていただきます。 【5条】（市の責務）について 「市民等及び事業者の人権意識の高揚に努めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進しなければならない」とあります。この場合の「必要な人権施策」というのは、市民や事業者の人権意識高揚に必要な施策と読み取れますが、これでは不十分だと思います。 市が行っている施策自体が市民の基本的人権を保障するものになっているかどうかを自己点検することも市の責務ではないでしょうか（人権尊重は差別問題に限定されるものではないのですから）。これも明記すべきだと思います。 例えば、市の健康・福祉行政が憲法25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものになっているか。市の教育行政が憲法26条で保障されている「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障するものになっているか等々。 【10条】（調査等） 「部落差別の解消の推進に関する法律」の附帯決議（平成28年12月8日／参議院法務委員会）には、「国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」と記されています。 本条例案にある「調査および情報の収集」においても同様に新たな差別を生むことがないように留意し、その内容、手法等について慎重に検討されることを要望します。	<u>参考意見とする。</u> 本市では、「人間が尊重される都市づくり」という市民宣言のもと、人権教育及び啓発を推進してきました。しかしながら市民意識調査では、一定数は、一人ひとりの人権が尊重されていないと思われる市民もおられ、また、コロナ禍におけるインターネット上での誹謗中傷の深刻化などから、新たな人権課題に向けて、恒久的に人権行政の更なる推進と、宇部市と市民・市内事業者等の意識共有を図るため、人権について向き合うという意味でも、条例が必要と考えています。 【第5条】 本市では、産業・福祉・子育て等の各分野別に個別計画を策定し、市民アンケートの実施を行い、現状や課題を分析しつつ定期的な計画更新及び施策の実施を行っています。 【第10条】 必要な調査等の実施にあたっては、有効な手段であるかどうかを検討するとともに、調査内容等については宇部市人権施策推進審議会に諮問したうえで、新たな差別を生むことがないように留意して実施します。